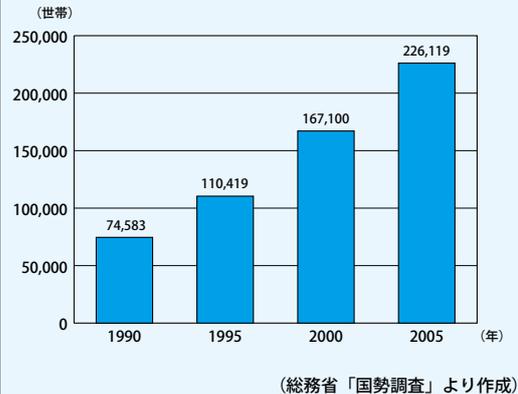


Ⅱ 健康・福祉

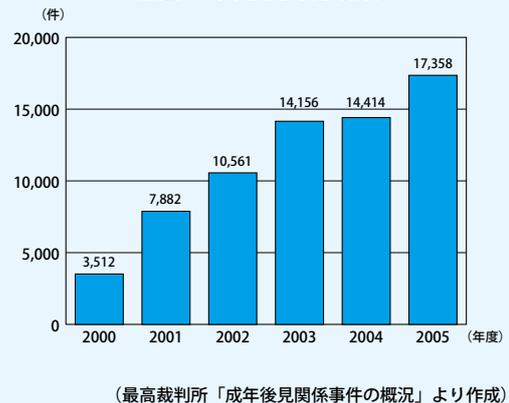
現状と課題

- 高齢単身世帯の増加、家庭や地域の機能の変化の中で、生活に課題を抱えながら、社会的なつながりをもてない人が増えています。県民誰もが、身近な地域で、生き生きと自立した生活をおくれるよう、誰も排除しない、誰も差別されない、地域づくりが求められています。
- こうした地域づくりのためには、地域の様々な主体が協働・連携する新しい福祉コミュニティ*づくりが必要であり、その核となる人材の育成が求められています。また、住民自らが積極的に参画できる基盤や体制を整え、住民が主役の地域づくりを推進していく必要があります。
- 高齢者や障害者がある人らしい自立した生活をおくるために、自己決定が尊重されることが重要ですが、認知症や知的障害、精神障害のために判断能力が十分ではない方に対しては、財産管理や福祉サービスの利用契約など、本人の権利を守り、生活を支援する必要があります。そこで、成年後見制度など権利擁護のしくみや福祉サービスの利用者支援、サービス評価の取組みの充実が求められています。
- 食生活など生活習慣の変化により、がんをはじめとする生活習慣病を抱える人々が増加しており、県民一人ひとりの健康づくりや生活習慣病予防の取組みのための支援や体制づくりが求められています。

県内の高齢単身世帯の推移



全国の成年後見等開始件数



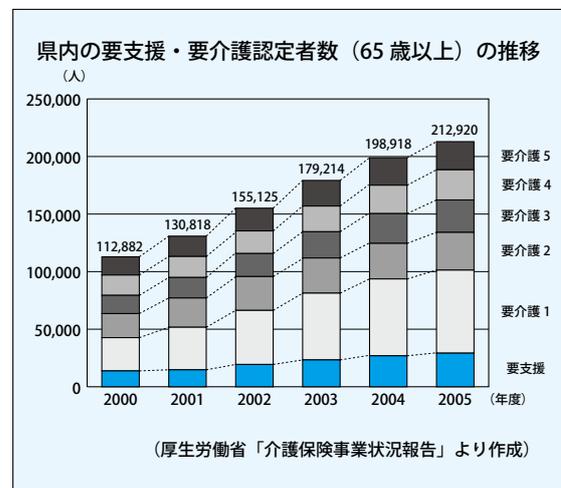
全国の認知症高齢者の将来推計



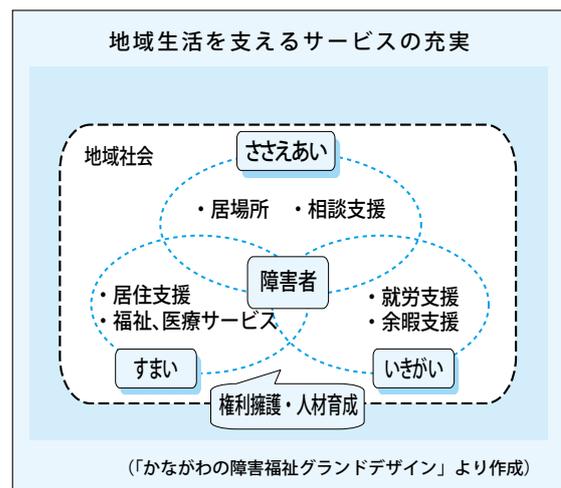
- 全国で自殺による死亡者が増加し、こころの健康づくりをはじめ、自殺対策についての施策の充実が急務となっています。



- 高齢化の急速な進行により、介護サービスの利用ニーズが今後ますます高まることが見込まれます。一方、今後、高齢者の仲間入りをする団塊の世代*を含め、高齢者が地域社会を支えあう一員として積極的な役割を果たすことが一層期待されます。そこで、地域ケア体制*の充実や特別養護老人ホームなどの介護保険施設の計画的な整備や、介護が必要になっても住み続けることができる高齢者向け住宅の情報提供が求められます。また、高齢者の社会貢献活動やスポーツ・文化活動など、希望に応じて活躍できる環境づくりが求められています。



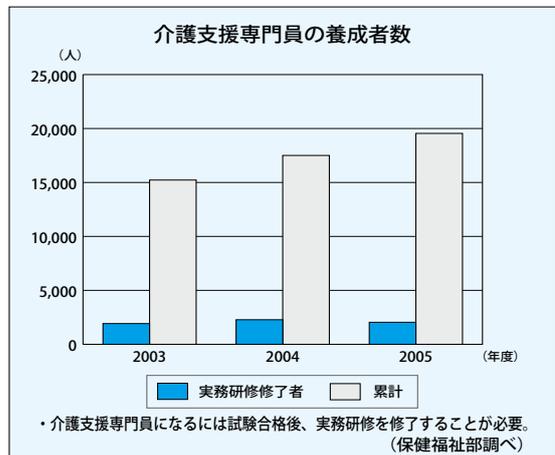
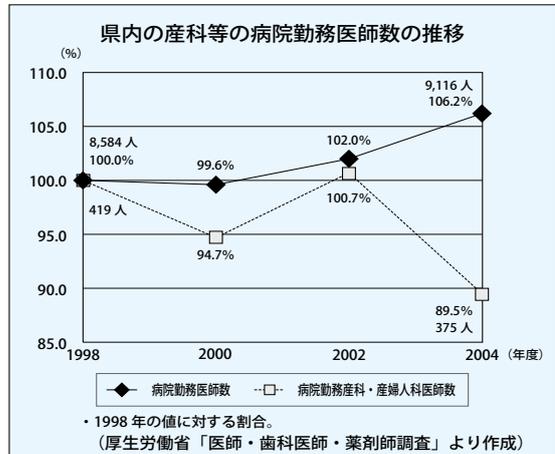
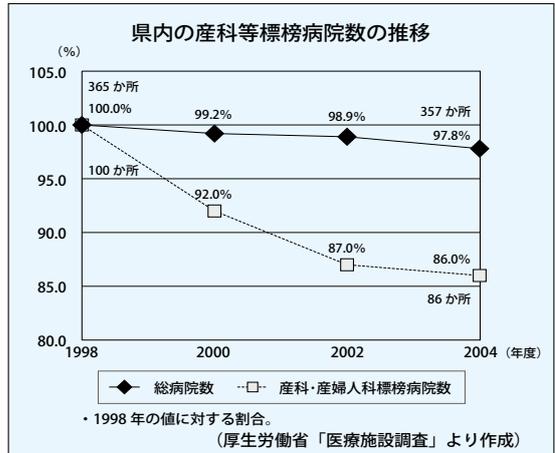
- 障害者自立支援法の制定など、障害福祉の施策環境が大きく変化し、「施設・病院から地域へ」という障害福祉施策の潮流は、一層明確になりました。また、発達障害や高次脳機能障害など、これまでの制度の中では対応が難しい障害が認知されてきています。そこで、障害者が、地域の中でその人らしくくらすよう、「すまい」、「いきがい」、「ささえあい」の視点から、地域生活への支援を充実する必要があります。



○ ライフスタイルの変化や高齢化社会の進展に伴って、がんにかかる人が増加しています。県では、2005年3月に策定した「がんへの挑戦・10か年戦略」により取組みを進めているところですが、質の高いがん医療を受けられる体制づくりが求められています。

○ 産科・産婦人科を標榜する病院や、病院勤務医師を中心に産科・産婦人科医師が減少しており、地域の実情に応じた医療提供体制の確保が求められています。

○ 高度専門医療や在宅医療の進展などにより看護職員の需要が増大する中で供給数との開きが見込まれます。また、介護保険制度の要である介護支援専門員については、要介護者等の増加などに伴い必要となる人員を計画的に養成していくとともに、専門性と資質の向上を図る必要があります。高度化・多様化したニーズに対応し、誰もが等しく良質かつ適切なサービスを受けられるよう、保健・医療・福祉人材の育成と確保・定着が求められています。



施策の方向性

- 誰もが孤立せず、地域でともに生き、支えあいながら自分らしく生きる地域社会づくりに向け、地域における福祉コミュニティ*づくりを促進するとともに、権利擁護や福祉サービスの利用者支援、成年後見制度の利用促進などに取り組みます。また、福祉のまちづくりを推進します。さらに、こころの健康づくりや、県民一人ひとりが取り組むがんをはじめとする生活習慣病の予防など生涯を通じた健康づくりを推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して、元気に、生き生きとくらせる社会づくりの実現に向けて、介護サービスの適切な提供や介護保険施設などの計画的な整備を推進するとともに、多様な住まいの普及、介護予防や生きがいづくり、高齢者の尊厳を守る取り組みなどを推進します。また、障害者自立支援法の施行を踏まえ、障害者一人ひとりの豊かな地域生活をめざし、住まいの視点からの地域生活支援、生きがいの視点から就労・社会参加促進、支えあいの視点から多岐にわたる相談に的確に応じる支援体制の充実などに取り組みます。
- 住み慣れた地域で質の高いがん医療を受けられる体制の整備に向けて、県立がんセンターの機能強化やがん診療連携拠点病院^注のネットワークづくりなどに取り組みます。また、医師確保対策などの地域医療の確保、かかりつけ医の普及・定着をはじめとした医療連携の推進、救急医療体制の充実、精神保健医療の充実、医療安全対策・医療情報提供の推進など地域医療システムの整備・充実を図ります。
- 県立保健福祉大学及び大学院における人材の養成など、質の高い保健・医療・福祉人材の養成・確保を推進します。また、現任者への教育の充実に取り組み、専門性の向上を図ります。さらに、地域医療を支える看護職員の需給の改善を図ります。

注 都道府県に概ね1か所整備する「都道府県がん診療連携拠点病院」と二次医療圏に1か所程度整備する「地域がん診療連携拠点病院」の総称のこと。

施策の体系表

中柱	小柱	主要施策	
1 ともに生き支えあう地域社会づくり	(1) ともに生き支えあう社会づくりをめざす地域福祉の推進	201 地域における福祉コミュニティづくりの促進	
		202 福祉サービス第三者評価の推進	
		203 成年後見制度の利用促進	
		204 権利擁護の推進	
		205 福祉のまちづくりの推進	
		206 生活を支える福祉の充実	
	(2) ホームレスの自立支援の促進	207 ホームレスの自立支援の促進	
	(3) 生涯を通じた健康づくりの推進	208 食生活改善などによるがん等生活習慣病対策の推進	
		209 健康づくりに向けた体操推進運動の展開	
		210 8020運動（歯科保健）の推進	
		211 こころの健康づくりの推進	
		212 母子保健の推進	
213 介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供			
2 高齢者や障害者が地域で安心して暮らすしくみづくり	(1) 高齢者が安心して暮らせる保健福祉の充実	214 介護保険施設などの計画的な整備と多様な住まいの確保	
		215 高齢者の介護予防や生きがいづくりの推進	
		216 高齢者の尊厳を守る取組みの推進	
		(2) 障害のある人が、地域でその人らしく暮らせる支援の充実	217 地域生活を支える福祉サービスの充実
			218 障害者の就労・社会参加の促進
			219 障害者の相談支援体制の充実
	220 県立障害福祉施設機能の再整備		
	3 地域における保健・医療体制の整備	(1) がん医療体制の整備	221 リハビリテーション推進体制の整備
			222 がん医療体制の整備
		(2) 疾病対策の充実強化	223 難治性疾患対策の充実
224 感染症対策の充実			
225 エイズ対策の総合的推進			
226 被爆者等援護対策の充実			
(3) 地域医療システムの整備・充実		227 地域医療の充実と連携の推進	
		228 医師確保対策の推進	
		229 救急医療体制の充実	
		230 精神保健医療の充実	
	231 医療安全対策・医療情報提供の推進		
	232 県立病院の機能整備		
	(4) 医薬品などの安全確保、適正使用及び献血の推進	233 医薬品などの品質・安全確保対策の充実強化	
		234 医薬品の適正使用の推進	
235 献血の推進			
4 保健・医療・福祉人材の育成と確保・定着	(1) 保健・医療・福祉人材の育成と確保・定着	236 保健・医療・福祉人材の養成の充実	
		237 保健・医療・福祉人材の確保・定着対策の充実	
		238 保健・医療・福祉現任者教育の充実と専門性の向上	

主要施策

1 ともに生き支えあう地域社会づくり

(1) ともに生き支えあう社会づくりをめざす地域福祉の推進

誰もが地域において、生き生きと自立した生活をおくることができるよう、「誰も排除しない、誰も差別されない、共に生き、支え合う社会づくり」をめざし、地域における福祉コミュニティ*づくりを促進するとともに、権利擁護や福祉サービスの利用援助のしくみが有効に機能し、高齢者や障害者一人ひとりをしっかりと支える社会づくりを進めます。また、誰もが自らの意思で自由に移動し、積極的に社会参加できる社会をめざして、福祉のまちづくりを推進します。

201 地域における福祉コミュニティ*づくりの促進 (PJ8)	誰もが地域において生き生きと自立した生活をおくれるよう福祉コミュニティづくりを推進するため、地域福祉コーディネーター*の育成を進めるとともに、市町村による「地域福祉計画」の策定や地域住民による支えあいの活動などの地域福祉推進の取組みへの支援を行います。
202 福祉サービス第三者評価の推進 (PJ8)	福祉サービス事業者が第三者による評価を受けその結果を公表することにより、事業者自身のサービスの質の向上への取組みを促進するとともに、利用者のサービス選択を支援するため、福祉サービス第三者評価の推進を図ります。
203 成年後見制度の利用促進 (PJ8)	認知症や知的障害、精神障害により判断能力が十分でない方の自己決定が尊重され、安心して自立した生活をおくれるよう、成年後見制度の普及啓発、市町村への支援を行うとともに制度の利用を促進するしくみづくりに取り組みます。
204 権利擁護の推進	障害者、高齢者や福祉サービスを利用している方々の権利が守られ、安心してくらするために、権利擁護相談や福祉サービス利用援助事業 (PJ8)、福祉サービス苦情解決事業など、障害者や高齢者等の権利擁護と福祉サービス利用支援の充実を図ります。
205 福祉のまちづくりの推進	障害者や高齢者等、誰もが自らの意思で自由に移動し、積極的に社会参加することができる社会基盤の整備として、鉄道駅舎へのエレベーターなどの整備 (PJ8)、横断歩道の段差解消、幅広歩道などの整備 (PJ8)、福祉有償運送*の推進、県立都市公園施設のユニバーサルデザイン*化 (PJ8) など福祉のまちづくりを進めます。
206 生活を支える福祉の充実	県民生活の安心を支えるため、生活に困窮している方の健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を支援するとともに、中国帰国者等が地域で円滑な社会生活を営むための支援の充実を図ります。

(2) ホームレスの自立支援の促進

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされ、健康で文化的な生活をおくることができないホームレスを支援するため、県の役割である広域的観点から市町村が実施する各種施策が円滑に進められるよう、市町村間の調整や情報提供を行うとともに、必要に応じた自立支援策を実施します。

207 ホームレスの自立支援の促進	ホームレスの自立を促進するため、相談事業などを市町村と連携しながら実施し、市町村への支援を行うほか、市町村における施策の参考となるよう就労支援事業に取り組むなど、ホームレス状態からの脱却、ひいては自立に結びつくよう必要に応じた支援を行います。
-------------------	---

(3) 生涯を通じた健康づくりの推進

県民一人ひとりが取り組む、がんをはじめとする生活習慣病の予防を支援するため、情報の提供や検診の充実、体制づくりを推進するとともに、身近な地域や学校、職場などで気軽にできる体操の輪を自発的に広げる運動を展開します。また、歯科保健対策では生涯にわたって健康な歯が維持できるよう8020運動^{注1}を推進するとともに、母子保健対策として、女性の生涯を通じた健康への支援や長期療養児の養育支援を行います。自殺対策基本法が公布され、自殺対策について施策の充実が急務とされており、具体的な対応策等を関係機関や民間団体等と自殺対策に係る協議機関を設置し、協議していきます。

208 食生活改善などによるがん等生活習慣病対策の推進 (PJ11)	県民一人ひとりが取り組む、がんをはじめとする生活習慣病の予防を支援するため、食生活の改善や適度な運動などについての情報の提供や、検診の充実に取り組むとともに、新たな受動喫煙防止対策や地域と職域の連携による取組みを推進します。
209 健康づくりに向けた体操推進運動の展開	県民の健康づくりのために、3033運動 ^{注2} も含め、身近な地域や学校、職場などで気軽にできる体操の輪を自発的に広げる運動を展開します。
210 8020運動(歯科保健)の推進	80歳で自分の歯を20本以上残すことを目標にした8020運動を推進するために、う蝕と歯周疾患の予防を図るとともに、摂食機能発達への支援を行い、生涯を通じた歯の健康づくりを推進します。
211 こころの健康づくりの推進 (PJ11)	自殺対策の現状や課題を整理し、具体的な対応策等について関係機関や民間団体等と自殺対策に係る協議機関を設置し、協議していきます。また、社会環境の変化に対応した「こころの健康づくり」として、自殺や精神疾患の予防、大きな災害や家庭内暴力等から引き起こされる心的外傷体験*等の専門相談等のメンタルヘルス対策を充実します。
212 母子保健の推進	女性が生涯を通じて自らの健康管理をすることにより、健康を保ち、さらに増進できるよう、健康相談等を充実するとともに、不妊に悩む方への相談と不妊治療費の助成を行います。また、長期療養を必要とする子どもなどへの養育支援を行います。

2 高齢者や障害者が地域で安心してくらすしくみづくり

(1) 高齢者が安心してくらする保健福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して、元気に、生き生きとくらすことができるよう、介護保険制度の円滑な運営や、特別養護老人ホームなどの介護保険施設の計画的な整備等を進めます。また、介護予防や、社会参画活動等による生きがいづくりを推進するとともに、高齢者の尊厳を守るため、高齢者虐待防止体制の充実や認知症対策に取り組めます。

213 介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供	介護が必要になっても住み慣れた地域で安心してくらするよう、介護保険制度の円滑な運営を一層進め、要介護者などが必要とするサービスの提供の確保と拡充 (PJ9) に向けた取組みを進めます。また、要介護者などの心身の状況や生活環境等の状況に応じた適切なサービス提供ができるよう、相談・苦情処理体制の充実などサービスの質の向上 (PJ9) と情報提供の充実に努めます。
214 介護保険施設などの計画的な整備と多様な住まいの確保 (PJ9)	実質的な入所待機者の解消に向け、特別養護老人ホームなどの介護保険施設の計画的な整備を促進するとともに、医療的な対応が必要な高齢者であっても特別養護老人ホームへの入所が優先的に行われるようなしくみづくりに努めます。また、介護が必要になっても住み続けることができるような多様な高齢者向け住宅の普及の推進を図ります。

注1 80歳で自分の歯を20本残せるよう、乳幼児期からの歯の健康づくりを進める運動のこと。

注2 県民の皆さんが一人でも多くスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を営んでいただくために、1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、運動やスポーツをくらしの一部として習慣化すること。

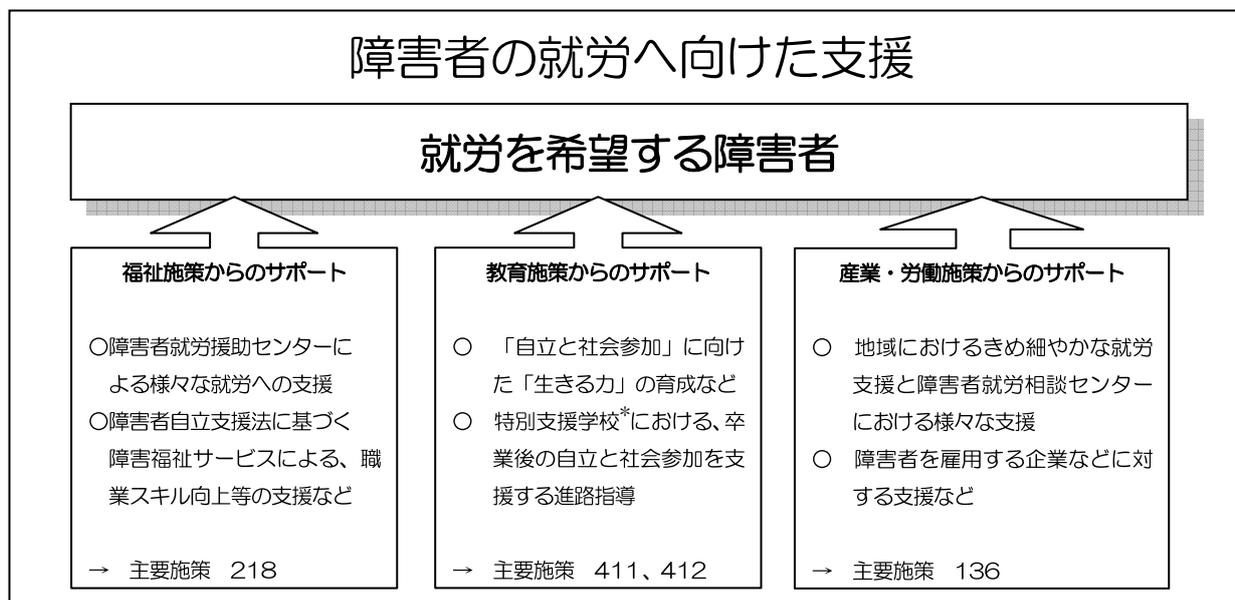
215 高齢者の介護予防や生きがいづくりの推進	高齢者が元気に生きがいをもってらせるよう、地域支援事業などの介護予防の取組み（P J 9）を推進するとともに、社会参画やスポーツ・文化活動などによる生きがいづくりのための支援（P J 9）や機会提供を進めます。
216 高齢者の尊厳を守る取組みの推進	高齢者が尊厳を保ちながら生活することを支えるために、高齢者虐待防止体制の充実・強化や高齢者虐待防止に関する研修を充実（P J 9）するとともに、認知症に対する理解の普及啓発（P J 9）や見守りなど、認知症高齢者の支援体制を整備し、認知症対策を総合的に推進します。

(2) 障害のある人が、地域でその人らしくらせる支援の充実

障害のある人の、日常生活における“困難”である「生きにくさ、暮らしにくさ」に着目し、地域生活のための支援をより充実強化するために、「すまい」「いきがい」「ささえあい」の視点から、様々な施策に取り組みます。

217 地域生活を支える福祉サービスの充実	障害者自立支援法に基づいた障害福祉サービスの充実に努めるとともに、障害のある人が日常生活で直面している「生きにくさ、暮らしにくさ」に着目し、「すまい」の視点から、グループホーム・ケアホームの整備促進（P J 10）などの施策に取り組んでいきます。
218 障害者の就労・社会参加の促進	障害者の就労・社会参加を推進するため、「いきがい」の視点から、福祉的就労 ^注 の場の設置の促進等の施策を充実（P J 10）していくとともに、障害者の多様なニーズに対応する地域生活の拠点づくりを支援（P J 10）し、障害者地域生活支援事業の一層の充実（P J 10）、障害者のスポーツ及び文化活動の振興を図ります。
219 障害者の相談支援体制の充実	障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、「ささえあい」の視点から、障害者や介護者からの保健、医療、福祉、就労、教育など多岐にわたる相談に的確に応じる支援体制を充実させていきます（P J 10）。
220 県立障害福祉施設機能の再整備	障害者自立支援法の施行により、施設入所者の地域生活移行に向けた支援展開が強く求められているほか、制度のはざまにある方々や支援のノウハウが確立していない障害への取組みが必要であることから、県立施設として先駆的、広域的、専門的な障害者支援に取り組んでいきます。
221 リハビリテーション推進体制の整備（P J 10）	県民が地域で安心して生活できるよう、リハビリテーション医療や福祉サービスを適切に提供するため、総合リハビリテーションセンターを拠点とした地域連携システムの構築やリハビリテーション人材の育成を図ります。

注 一般就労が困難な障害者が、福祉的配慮の下に工賃等を得て働くこと。



3 地域における保健・医療体制の整備

(1) がん医療体制の整備

県立がんセンターの機能強化やがん診療連携拠点病院のネットワークづくりなどに取り組みます。また、がんの終末期において、身近な地域で適切なターミナルケア*を受けられるための体制づくりに取り組みます。

222 がん医療体制の整備

住み慣れた地域で質の高いがん医療を安心して受けられる体制づくりを進めるため、神奈川のがん医療の中核機関として県立がんセンターの機能強化に向けて、PFI方式を活用した総合整備（PJ11）に取り組むとともに、がん診療連携拠点病院のネットワークづくりや機能強化（PJ11）に取り組みます。さらに、この整備にあわせて、重粒子線治療装置の導入（PJ11）を図ります。また、がんの終末期に、身近な地域で適切なターミナルケアを受けることができるよう在宅緩和ケアの推進や人材育成（PJ11）などに取り組んでいきます。

がん対策について

がんにならない神奈川づくり

- 喫煙率の減少・受動喫煙の防止 → 「公共的施設における禁煙条例（仮称）」の制定による、受動喫煙の防止
 - 塩分や脂肪分の過剰摂取防止
 - がん検診の積極的受診を進める体制づくり
- 主要施策 208、222



がんを負けない神奈川づくり

質の高いがん医療提供体制

- がん診療連携拠点病院の整備
 - 医療従事者への研修
 - がん医療に関する情報提供・相談・臨床研修
 - 身近な地域でがん診療を行う病院・診療所との連携
- 主要施策 222

ターミナルケアの推進

- ターミナルケアの人材育成（医療従事者など）
 - 在宅緩和ケアの推進
- 主要施策 222

(2) 疾病対策の充実強化

難治性疾患の患者が地域で安心して療養生活がおくれるよう、保健・医療・福祉・労働が連携した相談・支援体制を充実させます。また、新型インフルエンザなどの感染症の脅威から県民の健康を守るため、情報収集・提供体制の整備や医療機関の体制強化等を図り、特にエイズについては、正しい知識の普及や相談・検査体制等の充実に努めます。

223 難治性疾患対策の充実	難治性疾患の患者や家族が、地域で安心して療養し、生活できるよう、保健・医療・福祉・労働が連携した相談・支援体制の充実を図るとともに、腎臓、角膜及び骨髄等の移植を進め、腎臓・肝臓疾患に関する感染予防や重症化防止のための普及・啓発等を促進します。
224 感染症対策の充実	感染症予防対策の効果的な推進を図るため、オンラインシステムを利用した発生情報の収集、情報提供や患者の健康診断、消毒等の措置を行うとともに、感染症患者に良質かつ適切な医療を提供するため、感染症指定医療機関の運営を支援します。
225 エイズ対策の総合的推進	県民へのエイズに関する正しい知識の普及・啓発活動及びボランティアの育成やボランティア団体の活動を支援します。また、患者・感染者が安心して適切な医療を受けることができるよう、医療従事者への研修の実施、受入体制の整備、医療機関相互の連携の促進を図るとともに、エイズに対する不安に対応できる相談体制の整備、H I V*感染者の早期発見と感染予防のため、県民が利用しやすい検査体制を充実します。
226 被爆者等援護対策の充実	原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しみ、高齢化の進行している原子爆弾被爆者等に対し、保健、医療及び福祉にわたる援護対策として健康診断の実施、医療の給付及び各種手当の支給など総合的に推進します。

(3) 地域医療システムの整備・充実

県民が、いつでも、どこでも、誰でも等しく良質かつ適切な医療サービスが受けられるよう、医師確保対策など地域医療の確保、かかりつけ医の普及・定着をはじめとした医療連携の推進、救急医療体制の充実、医療安全対策・医療情報提供の推進など地域医療システムの整備・充実に努めます。

227 地域医療の充実と連携の推進	県民が適切な医療を受けられるよう、医療機関の機能に応じた整備を進めるとともに、かかりつけ医の普及・定着をはじめとする切れ目のない医療サービスが提供されるための地域医療の連携を推進します。
228 医師確保対策の推進 (P J 11)	県民が安全で質の高い医療を受けられるよう、産科医師確保対策の推進など地域の実情に応じた医療提供体制の確保に取り組みます。
229 救急医療体制の充実	県民が迅速で適切な医療を受けられるよう、初期、二次、三次の各救急医療体制や小児、周産期などの特殊救急医療を含めた救急医療体制の充実 (P J 11) を図るとともに、ドクターヘリの安定的な運用 (P J 11) を進めます。
230 精神保健医療の充実	県民が、精神病状が急激に悪化した時に、安心して医療を受けられるように、精神科救急情報窓口の拡充 (P J 11)、入院できる病床(保護室)の増床、指定医の確保等の受入体制の整備を図ることにより、精神科救急医療体制を拡充していきます。
231 医療安全対策・医療情報提供の推進	県民が安心して医療を受けられるよう、医療関係団体と協力して医療事故防止に取り組むとともに、医療安全相談センターを運営します。また、医療機関に関する情報を分かりやすく提供します。
232 県立病院の機能整備	県立病院が果たすべき役割を明確化し、他の医療機関との役割分担や連携を図っていきます。また、医療環境の変化や多様化する県民ニーズに対応するため、医療機能の充実 (P J 11) を図るとともに、県立病院の経営基盤を強化し、良質な医療サービスを提供するため、地方独立行政法人化を検討します。

(4) 医薬品などの安全確保、適正使用及び献血の推進

県民が安心・安全にらせることができるように、医薬品などの品質・安全確保体制の充実強化や医薬品の適正使用体制の推進を図るとともに、県民の医療に不可欠な血液製剤を確保するため献血の推進を図ります。

233 医薬品などの品質・安全確保対策の充実強化	安全な医薬品などの流通を図るため、医薬品・医療機器等の製造工程管理や市販後の安全確保体制の充実を指導するとともに、いわゆる健康食品など医薬類似品に対する監視・検査を強化し、違法な医薬品の排除を進めます。
234 医薬品の適正使用の推進	県民一人ひとりが医薬品を安心して使用できるよう、医薬品適正使用体制の推進やかかりつけ薬局の定着促進を図ります。
235 献血の推進	県民の医療に不可欠な血液製剤を献血でまかなえるよう、献血に対する県民の理解を深めるとともに、少子高齢化の進行に伴い減少する若年層への啓発を推進します。

4 保健・医療・福祉人材の育成と確保・定着

(1) 保健・医療・福祉人材の育成と確保・定着

県立保健福祉大学及び大学院等における人材の養成や、資格取得に係る研修・試験を実施し、高度専門医療や在宅医療の進展、職域拡大などに対応した質の高い保健・医療・福祉人材を養成するとともに、安定した地域医療を提供するため、就労環境の向上等への取組みにより、その確保・定着を促進します。また、実践教育センター*等における現任者研修を通じて、専門性・総合性等一層の資質向上を図ります。

236 保健・医療・福祉人材の養成の充実	県立保健福祉大学及び大学院等における人材の養成(PJ12)や、看護師等養成施設等への支援を通じて、質の高い保健・医療・福祉人材の養成を推進します。また、研修を通じて介護支援専門員及び訪問介護員の養成(PJ12)を行います。障害者自立支援法の施行に伴い、市町村が行う相談支援事業に従事する新規人材の育成の取組みを強化します。(PJ12)
237 保健・医療・福祉人材の確保・定着対策の充実	修学資金の貸付け(PJ12)や、かながわ福祉人材センター、神奈川県ナースセンターを通じた就労斡旋・援助を行い、人材確保を推進します。また、社会福祉事業従事者の定着化を図るため、法人・施設事業者に対する経営相談・研修等を行い、就労環境の向上に取り組むとともに、院内保育施設への支援(PJ12)等を通じた病院等の勤務環境の改善により、保健・医療・福祉人材の定着の促進を図ります。さらに、潜在看護職員(資格を持ちながら子育て等を理由に就業していない看護師等)の再就業を支援するなど、地域医療サービスを支える就業看護職員の需給を改善します。(PJ12)
238 保健・医療・福祉現任者教育の充実と専門性の向上	県民の多様なニーズに対応した質の高いサービスを提供するため、実践教育センター(PJ12)やかながわ福祉人材センター等において専門性や多様性を高める現任者教育・研修を実施し、保健・医療・福祉人材の資質向上を図ります。また、介護支援専門員の現任者研修を実施(PJ12)するとともに、研修機関の連携による研修受講環境の向上や県独自の認定研修のしくみの構築、人材育成に向けた研修実施を支援(PJ12)するなど介護職員の研修実施体制を整備します。さらに、県立保健福祉大学の施設や機能の活用を推進を図ります(PJ12)。障害者自立支援法の施行に伴い、市町村が行う相談支援事業の従事者の資質向上に向けて取組みを強化します。(PJ12)

